平成２３年（フ）第１０６１号
広島県廿日市市四季が丘３丁目12番地１
債務者　篠田まり子
１　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７５号
山口県下関市豊浦町大字川棚1509番地１　市営二の浜住宅Ⅲ―308号
債務者　中村　康之
１　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１９５号
山口県下関市秋根南町１丁目５番５―402号　東京アーストンマンションＮＯ．３
債務者　濱屋　裕治
１　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１９９号
山口県下関市伊倉東町１番５―303号　グランドパレス新下関アークタワー
債務者　山本　　理
１　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２０１号
山口県下関市伊倉東町１番５―303号　グランドパレス新下関アークタワー、前住所山口県下関市小月幸町６番24号
債務者　井上　　幸
１　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１３６号
愛媛県四国中央市上柏町30番地　村上アパート栄荘２―５号
債務者　髙橋　洋子
１　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１５０号
愛媛県新居浜市垣生３丁目２番30号ビバーチェやまは奈Ａ棟101号
債務者　眞鍋さおり
１　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第５２号
高知県安芸市東浜216番地１　小松アパートＣ棟２階
債務者　長田　茂男
１　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第３０７号
福岡県久留米市三潴町西牟田5325番地６
債務者　堀田　広行
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３０８号
福岡県久留米市三潴町西牟田5325番地６
債務者　堀田美和子
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３２３号
福岡県久留米市東合川新町３―27　ニューシティ黒岩Ａ101号、住民票上の住所福岡県久留米市大石町527番地10
債務者　林田　祐子（旧姓原野）
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第７９号
福岡県柳川市間376番地１
債務者　龍　　一彰
１　決定年月日時　平成23年10月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第５５号
福岡県八女市馬場241番地４
債務者　桁山　一成
１　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第９６号
福岡県田川市大字糒2500番地１
債務者　春本　　誠
１　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第１００号
福岡県田川郡川崎町大字川崎1892番地
債務者　中村留美子
１　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第１２号
長崎県壱岐市石田町筒城東触309番地２
債務者　吉岡　哲博
１　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２３年（フ）第３８１号
大分県別府市野口中町５番５号　木村アパート202号
債務者　濱口　スミ
１　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係